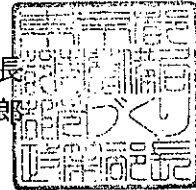




17都市政広第737号  
平成18年 3月22日

各機関（各団体）建設副産物対策担当部長  
（社）東京建設業協会会長 様

東京都都市整備局都市づくり政策部長  
福島七郎



建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分について（通知）

日頃、都の建設副産物対策にご協力いただき感謝申し上げます。

建設リサイクル法に基づく事務については、都と特別区に分かれており、同法施行令第8条第1項で特別区の長の事務が、同条第3項で都知事の手務が規定されています。

この規定の運用について、「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」を定めましたので、特別区の区域内で対象建設工事を施工する場合には、この区分に従い、当該対象建設工事が行われる地域を所管する行政庁に同法第11条の規定による通知又は同法第10条の規定による届出等を行ってください。

なお、この旨、関係職員等に周知をお願いします。

記

- 1. 運用内容 別紙のとおり
- 2. 適用開始 平成18年4月1日（土）より適用を開始します。

（連絡先）

東京都都市整備局	都市づくり政策部	広域調整課
	建設副産物係	宮田・細川
電話	03-5321-1111(内)30-235~6	
直通	03-5388-3231	
FAX	03-5388-1351	

## 「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」

平成18年3月22日

工程	都知事の事務	特別区の長の事務
建築物の解体工事	ア 延べ面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超える建築物の敷地内で施工する建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上)	左記の都知事の事務に該当するもの以外の建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上)
	イ 建築基準法第 51 条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上)	
	エ 建築基準法施行令第 138 条第 1 項各号及び同条第 3 項第 2 号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上)	
	オ 建築基準法施行令第 146 条第 1 項第 1 号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が 80 m <sup>2</sup> 以上)	
建築物の新築・増築工事	ア-1 延べ面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超える建築物の新築工事	左記の都知事の事務に該当するもの以外の建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上)
	ア-2 延べ面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超えることとなる建築物の増築工事(増築部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上)	
	イ 建築基準法第 51 条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上)	
	エ 建築基準法施行令第 138 条第 1 項各号及び同条第 3 項第 2 号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上)	

	オ 建築基準法施行令第 146 条第 1 項第 1 号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以上)	
建 築 フ 工 事 の 修 繕 等 模 様 替 等 工 事	ア 延べ面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超える建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が 1 億円以上)	左記の都知事の事務に該当するもの以外の建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が 1 億円以上)
	イ 建築基準法第 51 条(卸売り市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が 1 億円以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の修繕模様替等工事(請負代金の額が 1 億円以上)	
	エ 建築基準法施行令第 138 条第 1 項各号及び同条第 3 項第 2 号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(請負代金の額が 1 億円以上)	
	オ 建築基準法施行令第 146 条第 1 項第 1 号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(請負代金の額が 1 億円以上)	
建 土 築 木 物 工 事 以 外 の 工 作 物 の 工 事	延べ面積が 10,000 m <sup>2</sup> を超える建築物の敷地内で施工する工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が 500 万円以上)	左記の都知事の事務に該当するもの以外の工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が 500 万円以上)